

ジュニアアスリート世界挑戦事業における連携協定（案）

大分県ジュニアアスリート世界挑戦プログラム実行委員会（以下「甲」という。）会長高野 治夫と〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおりジュニアアスリート世界挑戦事業における連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、大分の子どもたちが目を輝かせて、世界に挑戦できる機会の提供を図る。

（役割等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- （1） 甲は、大分スポーツ公園でのスポーツクリニックの企画・運営業務等を行う。
- （2） 乙は、ジュニアアスリート世界挑戦事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に定める事業を実施する。
- （3） 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（仕様書等の厳守）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、仕様書に記載の内容を順守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合においては、この限りではない。

（経費負担）

第3条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる海外の総合スポーツ教育機関からのコーチ等関係者の招聘に係る本県までの航空運賃、宿泊費等及びスポーツ教室開催に係る費用については甲が負担するものとし、その報酬は乙が負担するものとする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める事項の実施により知りえた相手方の機密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める機密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名（又は記名押印）の上、各自その1通を保有する。

令和8年〇〇月〇〇日

甲 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館3階
大分県企画振興部スポーツ振興課内
大分県ジュニアアスリート世界挑戦プログラム実行委員会
会長 高野 治夫

乙 〇〇〇